
2026年度 国税専門官A
専門記述
講評&解答例



1. 憲 法

問 題

憲法第76条第1項は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と定めている。

また、裁判所法第3条第1項は、「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」と定めている。

- (1) 「司法権」及び司法権の概念の中核をなす「法律上の争訟」の内容について、それぞれ論じなさい。また、宗教団体の本尊の真偽が焦点となった板まんだら事件判決(最判昭和56年4月7日)において、当該事件が「法律上の争訟」となり得るかについて、どのような理由に基づきどのような判断が示されたか説明しなさい。
- (2) 司法権の外在的制約の一つである、いわゆる部分社会の法理に関し、国立大学における単位不認定処分が争われた富山大学事件判決(最判昭和52年3月15日)は、大学における単位認定行為について、部分社会の法理の下でその司法審査対象性を否定している。同判決において、大学における単位認定行為に司法審査は及ばないと判断された理由について、部分社会の法理の内容にも触れながら説明しなさい。また、大学における単位認定行為に司法審査が及ぶ場合として、具体的にどのような場合が考えられるか論じなさい。

論 点

- 1 「司法権」および「法律上の争訟」の内容
- 2 板まんだら事件における「法律上の争訟」該当性
- 3 部分社会の法理
- 4 大学における単位認定行為と司法審査

解答例

1 設問(1)

ア 司法権とは、具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家作用をいう。司法権の中核をなす具体的な争訟とは、事件性の要件ないし裁判所法3条1項の「法律上の争訟」と同義である。すなわち、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、②法令の適用により終局的に解決できるものである。したがって、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であっても、法令の適用により終局的に解決することのできないものは「法律上の争訟」にあらず、司法審査の対象となりえない。

イ 板まんだら事件は、板まんだらを安置する正本堂の建立のために宗教団体に金員の寄付を行ったところ、板まんだらが偽物であったとしてその寄付金の返還を求めた事案であり、権利義務に関する紛争の形式をとっている。しかし、判例は、宗教問題が前提として争われ、信仰の対象の価値または宗教上の教義に関する判断に関するものが核心となっているため、紛争が全体として裁判所による終局的な解決が不可能なものとして、上記の要件②を欠き、「法律上の争訟」にあたらないとしている。

2 設問(2)

ア 「法律上の争訟」にあたる場合でも、自律的な法規範をもつ団体内部の紛争に関しては、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自治的措置に委ね、それについては司法審査が及ばないとされる。これを部分社会の法理という。純粋な内部的事項に関する争いについては、事柄の性質上、各団体の自律的判断を尊重すべきとの趣旨から、司法審査を控えるべきであるというのが理由である。

イ 富山大学事件で判例は、大学における単位認定行為について、部分社会の法理の下でその司法審査対象性を否定している。大学のような教育研究施設は、その設置目的を達成するために必要な諸事項については、学則等によりこれを規定し、実施することのできる自律的、包括的な権能を有しており、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成している。このような特殊な部分社会である大学における法律上の争訟のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではなく、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は司法審査の対象から除かれるべきものである。そして、単位認定行為に司法審査が及ばないとされたのは、単位認定行為は、学生が当該授業科目を履修し試験に合格したことを確認する教育上の措置であり、卒業の要件をなすものではあるが、当然に一般市民法秩序と直接の関係を有するものでないというのが理由である。

ウ もっとも、富山大学事件では、単位認定行為について、「他にそれが一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足る特段の事情のない限り」との留保を付している。ということは、単位認定行為においても、ほかにそれが一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足る特段の事情のある場合には、司法審査の対象となりうることになる。たとえば、特定の授業科目の単位の取得それ自体が法令上、一種の資格要件とされる場合が考えられる。

(約 1,290 字)

以 上

講 評

難易度：B〔標準〕

司法権にスポットを当てた出題は、「司法権の独立」が出題された 2020 年以来、6 年ぶりである。本問では、「司法権」ないし「法律上の争訟」の内容と板まんだら事件との関係、司法権の限界の 1 つである部分社会の法理とそれを援用した富山大学事件の内容をストレートに聞いている。このように、書くべき論点が明示されている問題に対しては、それに正面から論述する姿勢を出すことで好印象を与えることができる。

なお、判例の内容をストレートに聞く形式は、昨年と同様であり（非嫡出子法定相続分違憲決定）、今後、この形式の出題が続く可能性があるので、有名人判例の学習は不可欠であるといえる。

設問(1)では、「司法権」、司法権概念の具体化としての「法律上の争訟」の意義・内容については、各自の教科書で叙述されている内容を簡潔に述べられればよい。この場合、「具体的権利義務要件」と「終局的解決可能性要件」を区別して述べるのが肝要である。そのうえで、板まんだら事件では、寄付金返還請求という形式をとっているため「具体的権利義務要件」を満たすも、「終局的解決可能性要件」を欠くという点が述べられているかが鍵となる。

設問(2)では、司法権の限界の 1 つである部分社会の法理の意義とその理由を述べ、富山大学事件で、大学は一般市民社会とは異なる部分社会を形成しており、単位認定行為は一般市民法秩序と直接の関係を有するものではないため、大学内部の問題として司法審査の対象外とされた旨を簡潔に述べるのが重要である。

なお、設問(2)後半で「大学における単位認定行為に司法審査が及ぶ場合」が求められているが、富山大学事件では、「他にそれが一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足る特段の事情のない限り」という留保を付しており、さらに、「特定の授業科目の単位の取得それ自体が一般市民法上一種の資格要件とされる場合」については、「その限りにおいて単位授与（認定）行為が一般市民法秩序と直接の関係を有することは否定できない」と判示しているので、解答例では、単位の取得それ自体が一種の資格要件とされる場合を挙げた。この点、具体例がなかなか思いつかず、専攻科修了不認定事件、すなわち、「専攻科修了認定（学位の授与）をしないことについては、学生としての大学の利用を拒否するものであり、一般市民として有する公の施設を利用する権利が侵害されることになるため、司法審査の対象になる」との例を書いた方がいると思われるが、書いても失点にはならない。ただし、求められているのは「単位認定行為に司法審査が及ぶ場合」であるので、解答例では触れなかった。

2. 民法

問題

次の事例及びそれに関する会話を読み、設問に答えなさい。

[事例]

Xは、平成26（2014）年12月12日から、甲土地を自己のものとして長年にわたり善意無過失で占有していた。甲土地の真の所有者であるYは、令和6（2024）年8月25日に甲土地をZに売却し、同日中にZへの所有権移転登記がなされた。翌年の令和7（2025）年4月8日、Zが甲土地を見に行くと、Xが甲土地を占有していたため、ZはXに対して甲土地を明け渡すように伝えた。Xは、驚いて調べてみると、甲土地の所有者が実はXではなくYであり、後にZとなったことを知った。そこで、令和7（2025）年4月25日、甲土地を明け渡したくないXは、Zに対し、甲土地を時効により取得したので、所有権は自身にあると主張した。

B Aさん、何か悩んでいそうですね。どうしましたか。

A 現在、業務で取り扱っている事例で、時効による土地の取得が主張されているのですが、内容が少し複雑で悩んでいます。

B そうでしたか。私もあまり時効取得は見たことがないですが、民法の理解は重要ですからね。時効には取得時効と ① の二つがありますが、これは取得時効の事例ですね。時効制度の趣旨はどういったものだったでしょうか。

A 時効の趣旨は、例えば一つ挙げると、 ② だと学習しました。

B そうですね。そして、判例によると、時効が成立するには時効期間の経過だけでは足りず、当事者が ③ をして初めて時効の効果が発生するとされていますね。 ③ を要求している趣旨は、例えば ④ といわれています。また、時効が完成すると、その効力はその基準日に ⑤ こととなっています。

A 整理した資料を作成しますので、確認していただけますか。

B もちろんです。では、まず①時効制度の概要とその趣旨を説明するとともに、取得時効の要件についてもまとめてください。その上で、②この事例におけるXの主張の当否について論じ、また、③仮に、Zが甲土地を売買によってYから取得したのが、令和7（2025）年2月1日であった場合におけるXの主張の当否についても論じてみてください。

[設問]

Aの立場で、Bの求めに応じて、下線部(1)から(3)までについてそれぞれ論じなさい。

ただし、下線部(1)について論じるに当たっては、空欄①から⑤までに当てはまる字句を必ず用い、最初に用いる際には、「①取得時効」や「①債権者を保護すること」などのように、字句の前に該当する番号を付すこと。

論 点

- 1 時効制度の概要・趣旨（下線部(1)）
- 2 所有権の取得時効の要件（下線部(1)）
- 3 時効取得者と時効完成前の第三者との関係（下線部(2)）
- 4 時効取得者と時効完成後の第三者との関係（下線部(3)）

解答例

1 下線部(1)について

ア 時効制度の概要・趣旨

(7) 時効とは、一定の事実状態が一定期間継続した場合に、この事実状態に従った権利関係を認める制度である。時効には、権利者としての事実状態が一定期間継続した場合に権利の取得を認める取得時効と、権利の不行使という事実状態が一定期間継続した場合に権利の消滅を認める①「消滅時効」がある。

(4) 時効制度の趣旨は、②「社会の法律関係の安定」、権利の上に眠る者は保護に値しないこと、証明困難の救済にある。

(9) 民法は、時効の完成によって権利が取得され、消滅すると定めつつ、当事者が援用しなければ、裁判所は時効によって裁判することができないと定めている。この援用の法的性質について、判例は、時効の効果は時効期間の経過（時効の完成）によって確定的に発生するものではなく、③「時効の援用」があったときに初めて確定的に発生すると説明する。この考え方は、援用規定の趣旨が、④「時効の利益を受けるかどうかを当事者の意思に委ねたもの」であることを重視したものである。

(5) 以上により時効が認められると、時効の効力はその起算日に⑤「さかのぼる」。時効は、それまで継続していた事実状態をそのまま保護する制度だからである。

イ 所有権の取得時効の要件

本事例で問題となる所有権の取得時効の要件は、(7)一定の要件を備えた占有が(4)一定期間継続することである。

(7) 所有権の取得時効の完成には、ある者が所有の意思をもって、平穏かつ公然に、他人の物を占有することが必要である。

(4) 所有権の取得時効の完成に必要な占有継続期間は、原則として 20 年であるが、占有者が占有開始時に善意無過失の場合は 10 年である。

2 下線部(2)について

ア Xは、甲土地を自己のものとして占有していたので、所有の意思が認められ、平穏・公然を否

定する事情はない。そして、Xは、平成26年12月12日から、甲土地を善意無過失で占有していたので、その翌日から10年後の令和6年12月12日の経過により甲土地の所有権の取得時効が完成する。

イ 一方、Zは、Xによる取得時効完成前の令和6年8月25日に甲土地をYから買い受け、所有権移転登記を備えている。そこで、Xは、時効による甲土地の所有権の取得をZに対抗するために登記を要するかが問題となる。

時効による所有権の取得は、法的には原始取得であるが、取得時効の完成によりXは甲土地の所有権を取得し、その反射的效果として時効完成当時の甲土地の所有者であるZは甲土地の所有権を失うので、Zは、Xにとって物権変動の当事者と同視できる。また、時効が完成するまでは時効取得の登記はできないので、Xが登記を備えていないことを非難できず、時効完成前の第三者に対抗するためにも登記が必要であるとする、時効取得に遡及効を認めた意味がなくなる。

したがって、Xが時効による甲土地の所有権の取得を時効完成前の第三者Zに対抗するために、登記は不要であると解する（判例）。

ウ 以上より、Xの主張は認められる。

3 下線部(3)について

ア Zは、Xによる取得時効完成後の令和7年2月1日に甲土地をYから買い受け、所有権移転登記を備えている。そこで、Xは、時効による甲土地の所有権の取得をZに対抗するために登記を要するかが問題となる。

この場合、Xによる甲土地の所有権の時効取得と、時効完成後のZへの甲土地の売却は、時効完成当時の甲土地の所有者Yを起点とする二重譲渡に類似する。また、時効完成後は時効取得の登記が可能になるので、Xは登記をしなければ第三者に対抗できないとされてもやむを得ないといえる。

したがって、Xが時効による甲土地の所有権の取得を時効完成後の第三者Zに対抗するために、登記は必要であると解する（判例）。

イ 以上より、Xの主張は認められない。

(約1,550字)

以上

講評

難易度：B〔標準〕

下線部(1)については、空欄①から⑤までに当てはまる字句を必ず用いるという指示があるので、まず空欄に当てはまる字句を考える必要がある。

時効には取得時効（166条以下）と消滅時効（166条以下）の二つがあるので、空欄①には「消滅時

効」が当てはまる。

時効制度の趣旨は、一般に、社会の法律関係の安定、権利の上に眠る者は保護に値しないこと、証明困難の救済にあると説明されるので、空欄②には「社会の法律関係の安定」、「権利の上に眠る者は保護に値しないこと」、「証明困難の救済」のどれかが当てはまる。

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所はこれによって裁判することができない（145条）。この援用の法的性質（時効の完成との関係）について、判例は、時効の効果は時効期間の経過（時効の完成）によって確定的には生ずるものではなく、時効の援用があったときに初めて確定的に生ずると説明するので（最判昭61.3.17）、空欄③には「時効の援用」が当てはまる。また、この考え方（不確定効果説の中の停止条件説）によれば、援用規定の趣旨は、時効の利益を受けるかどうかを当事者の意思に委ねたものであると説明されるので、空欄④には「時効の利益を受けるかどうかを当事者の意思に委ねたもの」が当てはまる。

時効の効力はその起算日にさかのぼるので（144条）、空欄⑤には「さかのぼる」が当てはまる。

また、下線部(1)では、「時効制度の概要とその趣旨」だけでなく、「取得時効の要件」も説明することが要求されているので、両者をできる限りコンパクトにまとめる必要がある。

下線部(2)(3)については、事例を図解するなどして丁寧に分析すれば、下線部(2)では、時効取得者Xと時効完成前の第三者Zとの関係、下線部(3)では、時効取得者Xと時効完成後の第三者Zとの関係が問題となることが分かるはずである。これらは専門択一試験でも頻出論点であり、多くの受験生が判例の見解を知っているだろう。その判例の見解に従って各事例を検討すればよい。ただし、下線部(1)で時効制度の概要を説明しているので、下線部(1)の説明と関連付けて下線部(2)(3)を論じることができれば、判例の見解だけを論じるよりは高い評価が得られると思われる。

国税専門官・財務専門官の専門記述試験における民法の問題は、従来、事例形式の問題が出題されてきた。ところが、本年度は、事例問題（下線部(2)(3)）だけでなく、説明問題（下線部(1)）も出題された。さらに、下線部(1)では、AとBの会話文中の空欄に当てはまる字句を考え出した上で、その字句を用いて説明しなければならないので、単純な説明問題よりも制約が大きく、例年よりも答案構成に時間がかかったのではないかと推察される。工夫された出題形式の問題といえるが、来年度もこの出題形式が続くかどうかは予想できない。受験生としては、事例問題に対応できるように準備し、本年度のような問題が再び出題された場合は、（本年度の受験生のように）その場で対応すれば十分である。

3. 経済学

問 題

最適労働供給に関する次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

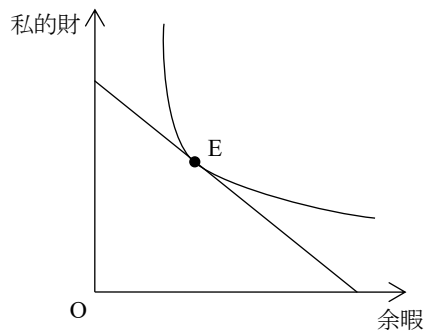
- (1) 1日の時間を余暇か労働のいずれかに充てる労働者がおり、この労働者は労働を供給することにより労働所得を得て、それを全て私的財の購入に充てている。労働者は私的財の消費と余暇のみによって効用を得ており、効用水準は私的財の消費が多いほど、また余暇が多いほど高くなる。

なお、私的財も余暇も上級財であるとする。

下図は、この労働者の無差別曲線と予算線を示したものであり、当初、点Eで均衡していた。

いま、他の条件は一定の下、賃金率が上昇した場合における「余暇」の変化について、下図と以下の用語を用いて説明しなさい。

所得効果、代替効果



- (2) ある個人は、労働 L を供給して得た賃金と当初に所有する資産 m の合計を、全て X 財の購入に支出するものとする。また、 X 財の価格は 1 とする。

この個人の効用関数 U は以下のように与えられる。

$$u = U(x, 365 - L) \quad (u: \text{効用水準}, x: X \text{ 財の消費量}, L: \text{労働日数} (0 \leq L \leq 365))$$

ただし、関数 U は X 財の消費量 x と余暇の日数 $(365 - L)$ に関して増加関数であるとする。

- いま、個人に、次の＜3つの職の機会＞があるとすると、＜個人の行動に関する記述＞①～⑤のうち、最も妥当なのはどれか。下図中の記号等を用いて、理由とともに答えなさい。

下図は、点 E を通る個人の無差別曲線と賃金率 a, b, c ($a < b < c$) のそれぞれに対応する予算線 AE, BE, CE を描いたものである。

なお、解答に当たって、答案用紙に図を転記する必要はない。

＜3つの職の機会＞

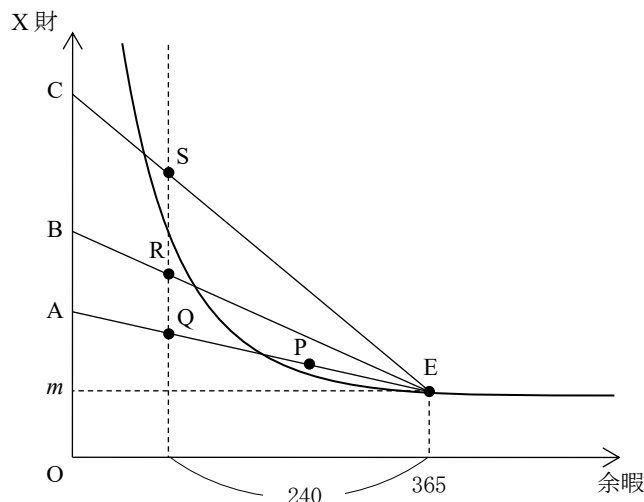
職A：賃金率は a であり、労働日数は自由に選べる。

職B：賃金率は b であるが、労働日数は 240 以上でなければならない。

職C：賃金率は c であるが、労働日数は 240 以上でなければならない。

＜個人の行動に関する記述＞

- ① 個人はいずれの職も選ばない。
- ② 個人は職Bを選ぶ。
- ③ 個人は職A又は職Bを選ぶ。
- ④ 個人は職B又は職Cを選ぶ。
- ⑤ 個人は職A又は職Cを選ぶ。



論 点

- 1 賃金率が上昇したときの余暇の変化
- 2 労働時間の制約があるときの最適労働供給

解答例

(1) 賃金率が上昇すると、予算線が横軸と予算線の交点を中心に時計回りに回転し、予算線が図1、図2のABからACへと変化する。このときの無差別曲線と予算線ACの接点E' が点Eよりも右方にあれば余暇が増加し、左方にあれば余暇が減少していることになる。

以下、賃金率の上昇による余暇の変化について、代替効果（点Eから点e）と所得効果（点eから点E'）に分けて論じる。なお、点eにおける当初の無差別曲線の傾きは賃金率変化後の予算線の傾きに等しい。代替効果は効用水準を一定に保ったときの、余暇と私的財の相対価格の変化による、余暇と私的財の消費の変化であり、賃金率の上昇によって、相対的に余暇が割高となることから余暇が減少し、いずれの図においても賃金率上昇前の無差別曲線上を左上方に移動した点eへの変化となる。他方、所得効果は、賃金率の上昇により労働供給をする労働者の実質所得が増加することによる余暇と私的財の消費の変化であり、私的財、余暇ともに上級財であることから、所得の増加により私的財も余暇も増加する。よって、所得効果では、いずれの図においても点eから点E'へと右上方に移動して余暇が増加していることになる。

以上より、賃金率の上昇によって余暇は、代替効果によって減少し、所得効果によって増加することがわかり、余暇消費に関して代替効果が所得効果より大きければ、図1のように賃金率の上昇によって余暇は減少し、所得効果が代替効果より大きければ、図2のように賃金率の上昇によって余暇は増加する。

図1 余暇が減少する場合

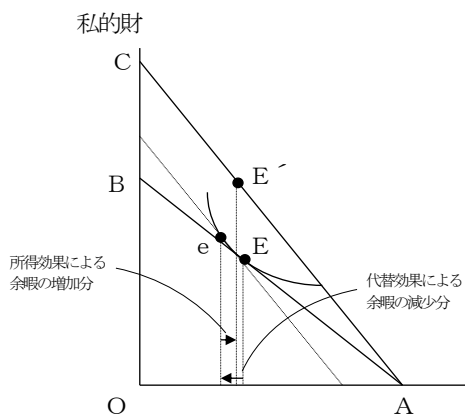
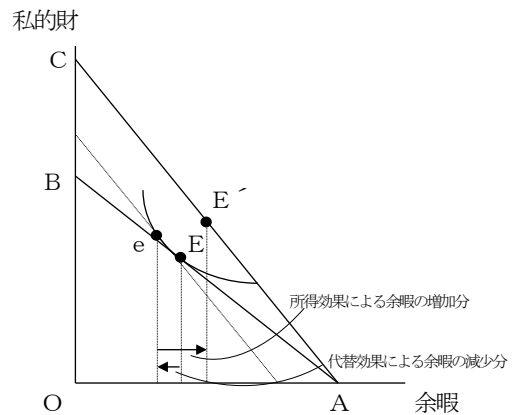


図2 余暇が増加する場合



(2) 賃金率 a の場合は、労働日数が自由に選べるので予算線 AE 上の点で最も効用が高い点を選ぶことができるが、賃金率 b、c の場合は、労働日数が 240 日以上と定められているので、それぞれ予算線のうち労働日数が 240 日以上の部分である BR、CS 上の点によって労働日数を決定しなければならない。また、いずれの職も選ばない場合には、当初に保有する資産 m で X 財を購入し余暇が 365 日となる点 E となり、そのときの効用水準は図の無差別曲線によって示されている。

賃金率 b の予算線の場合に選択可能な BR の部分は、点 E を含む無差別曲線よりも左下方にあるため、いずれの職も選ばない場合よりも効用が低い。よって、職 B が選ばれることはない。賃金率 a の予算線の場合は、例えば図の点 P のように、無差別曲線よりも右上方の点が選択可能なため、職 A はいずれの職も選ばない場合よりも高い効用を実現できる。賃金率 c の場合の予算線上で選択可能な CS の部分のうち、例えば点 S は、無差別曲線よりも右上方であり、職 C はいずれの職も選ばない場合よりも高い効用を実現できることがわかる。

よって、この個人は、職 A 又は職 C を選んだ場合に、いずれの職も選ばない場合よりも高い効用を実現できるので、⑤の「個人は職 A 又は職 C を選ぶ。」が妥当である。

(約 1,170 字)

以 上

講 評

難易度：B [標準]

(1) は択一対策の学習で解答可能である。(2) については、労働供給の基本モデルについて理解していれば、労働時間の制約が新たに加わったとしても難易度は高くなっていない。予算線と無差別曲線を使って最適解を探すという基本が大切である。現実との対応で言えば、時間は自由だが低賃金の非正規の職 A、フルタイムで働く必要がある正社員の職 B と職 C、あるいは労働供給しないかという 4 つの選択があり、結局、待遇の良い職場で正社員として長時間働くか、非正規でごく短時間働くかという二択を迫られる労働者を表している。

4. 会計学

問 題

会計方針に関する次の問いに答えなさい。

- (1) 会計方針の変更とは何か、また、それが認められていることの意義について説明しなさい。
- (2) 会計方針の変更を行うことができる条件と、会計方針の変更を行った場合の会計処理をそれぞれ説明しなさい。
- (3) 棚卸資産の評価方法を、後入先出法から先入先出法へ変更することが、会計方針の変更に該当するか否かについて、現行の日本基準に照らして説明しなさい。

論 点

- 1 「会計方針の変更」の内容及びそれが認められていることの意義
- 2 「会計方針の変更」の条件及びその会計処理
- 3 後入先出法から先入先出法へ変更することが、会計方針の変更に該当するか否か

解答例

(1)について

「会計方針」とは、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続をいい、「会計方針の変更」は、従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいう。会計方針の変更が適切に行われるならば、企業の会計事象等をより適切に財務諸表に反映できるため、企業外部の利害関係者等に有益な情報提供ができるようになる。

(2)について

「会計方針の変更」を行うことができる条件には、会計基準等の改正に伴う変更、及びそれ以外の場合に正当な理由に基づき企業が自発的に変更を行う場合がある。なお、この会計基準等の改正に伴う変更以外の会計方針の変更を行うための正当な理由がある場合は、会計方針の変更が企業の事業内容又は企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること、会計方針の変更が会計事象等を財務諸表に、より適切に反映するために行われるものであることの要件が満たされることを必要とする。

会計方針の変更を行った場合、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する処理が必要となる。また、会計方針の変更が行われ、当該変更が当期又は過去の期間に影響があり、又は将来の期間に影響を及ぼす可能性があるときは、会計方針の変更の内容等を注記する。

(3)について

棚卸資産の評価方法について、後入先出法は、最も新しく取得されたものから棚卸資産の払出しが行われ、期末棚卸資産は最も古く取得されたものからなるとみなして、期末棚卸資産の価額を算定する方法であり、棚卸資産を払い出した時の価格水準に最も近いと考えられる価額で収益と費用を対応させることができる方法である。一方、先入先出法は、最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸資産は最も新しく取得されたものからなるとみなして期末棚卸資産の価額を算定する方法であり、在庫品の物理的な流れと合致した方法である。現行の日本の基準では、後入先出法の採用が認められておらず、後入先出法は一般に公正妥当と認められた会計方針に該当しない。このため、棚卸資産の評価方法を後入先出法から先入先出法に変更することは、会計方針の変更に該当しない。

(約900字)

以 上

講 評**難易度：C [難問]**

本問は「会計方針の変更」に関して、意義やそれが認められる条件、具体的な適用例の可否などの記述を求めている。「会計方針の変更」の意義やそれが認められる条件等については、これらを事前に学習できていた者は記述できたと思われる。一方、本問は定義などの基本的事項を記述させる以外に理解を試す記述もあり、これらを正確に記述するには、しっかりとした学習が必要となる。これらを踏まえると、本問の難度は高めといえる。

5. 社会学

問題

社会学における逸脱の概念に関する、次の問いに答えなさい。

- (1) R. K. マートンが論じた逸脱について、「アノミー」に言及しつつ説明しなさい。
- (2) H. S. ベッカーが論じたラベリング論の特徴について、説明しなさい。

論点

- (1) R. K. マートンの社会的逸脱論
 - 1 アノミー
 - 2 文化的目標と制度的手段
 - 3 逸脱の5類型
- (2) H. S. ベッカーのラベリング理論
 - 1 『アウトサイダーズ』
 - 2 ラベル (ラベリング)
 - 3 逸脱的アイデンティティ

解答例

- (1) R. K. マートンは、逸脱行動を特定の社会構造下における「適応様式」として再規定を試みた。マートンの定義するアノミーとは、社会全体で容認されている「文化的目標」と、それを達成するための「制度的手段」が断絶され、社会の規範が衰耗している状態を意味する。

アメリカのような自由主義の経済大国においては、金銭的成功が大きな文化的目標として定着しているにもかかわらず、それをかなえるための制度的手段は、すべての合衆国市民に平等に提供されているとはいえない。経済的に恵まれた家庭に育った白人の子どもは、最高レベルの教育を受け収入の高い職を得ることが容易なのに対し、貧しい家に育った他人種の子どもは、教育も満足に受けられず、定職を得ることすら困難な状況にある。また、それとは別に、文化的目標の追求に奔走するあまり、手段を選ばないといった考え方や、逆に制度的手段に従おうとするあまり、文化的目標から取り残される人々も出現する。マートンは、このような構造的問題が存在するがゆえに、アメリカ社会にとってアノミーという逆機能が生じ、社会的に逸脱した行為を誘発すると指摘し、文化的目標（受容または拒否）と制度的手段（受容または拒否）に対する適応の仕方の組み合わせによって、「同調」「革新（改新）」「儀礼主義」「逃避主義」「反抗・改革（反乱）」の5つの類型を設定した。

(2) シカゴ学派で象徴的（シンボリック）相互作用論者のH. S. ベッカーは、自らの体験に基づく著書『アウトサイダーズ』において、ジャズ音楽家の世界におけるマリファナ常用を、行為者本人たちの立場から、彼らが属する集団内部で日常的に交わされる一連の社会的行為の文脈とともに理解する必要性を訴え、逸脱行動を行う人間を、①純粋な逸脱者、②隠れた逸脱者、そして、③誤って告発された人々に分類した。また、同著において「社会集団は、それに違反することが逸脱となるようなルールを設け、そのルールを特定の人々に適用し、彼らにアウトサイダーとしてのラベルを貼ることによって、意図的に逸脱を創り上げる」と指摘し、ラベリング理論の分析視角を明らかにした。

そしてこのような（逸脱者という）ラベルを貼られ、他者からそのような扱いを受けることによって自らを逸脱者として自己認識するという「逸脱的アイデンティティ」が形成されることを明らかにした。

（約1,000字）

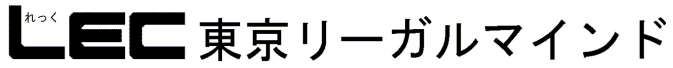
以上

講 評

難易度：A [易問]

国税専門官専門記述本試験において、社会的逸脱について出題されたのは2010年以来である。もともと、択一問題・記述問題とも社会的逸脱が出題される機会は多くないのだが、覚えなければならぬ学者名や概念が限られているので、この分野はしっかりと押さえておいてほしい。前回の2010年の問題（この時はベッカーのラベリング理論についてであった）と同様、社会的逸脱におけるもっとも重要な学説が出題された。しっかり勉強していた受験生にとっては非常に簡単な問題だったと思う。ただ、字数が限られているので、マートンについては、社会的逸脱の5類型の詳しい説や、あるいはその分類（アベラント行動と非同調行動の分類）などまでは分量的に書けないだろう。模範解答でも、この概念についての細かい説明については省いている。

いずれにしてもA [易問] であったので、しっかりと書けなければならない。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

KL25668